

高齢福祉課（きらら館）
☎(52) 1115

相談

新任人権擁護委員のご紹介

1月1日付で、諏訪守氏が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。また、前任の中野敦子氏には人権擁護委員として人権擁護活動にご尽力いただきました。



諏訪 守氏

人権擁護委員は、人権に関する様々な問題について、相談所で定期的に相談を受け、電話等でも相談に応じていますので、気軽にご相談ください。
☎0570・003・110
全国統一電話番号
(ゼロゼロみんなのひやくとおばん)

全国一斉！ 法務局休日相談所（宇都宮地方法務局）開設

全国の法務局で一斉に休日相談を開設します。登記・戸籍・人権などに関する相談をお受けします。

●日時
相談
2月12日(日)

午前10時～午後4時
講演会テーマ
午前「相続」、
午後「成年後見」

●場所

宇都宮地方法務局本局庁舎
(宇都宮市小幡2-11)

●料 金 無料

(予約優先となります)

●予約・問い合わせ先

宇都宮地方法務局総務課
☎028・623・6333
FAX 028・650・1401
詳細は宇都宮地方法務局のホームページをご覧ください。

女同画会 男共参社

Vol.5 職場編

ジェンダーチェック！

次のように思うことはありませんか？

- 男性向きの仕事、女性向きの仕事があると思う。
- お茶は男性に入れても、女性に入れても落ちる。
- 育児休業・介護休業は女性のためのもので、男性は取らないほうがいい。

■ジェンダー(社会的性別)とは...

社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」などのことをいいます。



あなたのジェンダー意識はどうでしたか？

男女共同参画の職場づくりには、性別にかかわらずその人の個性と能力が活かされるのが重要です。「女性だから」「男性だから」というように、性別による役割分担意識は、職場における個人の生き方を狭めることにつながりかねません。

男女が対等なパートナーとして、お互いを尊重し、助け合い、思いやることのできる職場環境が、男女がともに働きやすい職場へとつながります。また、働く男女がともに家族で一緒に過ごす時間を増やしたり、子育てを楽しむためには、長時間労働や育児支援制度等への意識を見直すことも大切です。

あなた自身、あなたの職場について、日頃の意識や行動にジェンダーの視点を加え、男女がともに仕事でも家庭でも喜びと責任をわかちあえる社会へとつなげていきましょう。

●問い合わせ先

総合政策課
☎(40) 55550

まずは相談

ライターのお火遊びに注意！ 大人の注意が必要！

子どもたちの手の届かないところに置きましょう。家の中、車の中にライターを放置してはいけません。

子どもたちに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう。

子どもたちがライターで火遊びしているのを見かけたら注意しましょう。

理解できる年齢になったら、ご家庭で子どもたちに火遊びの危険性を教えることが大切です。

下野市消費生活センター

専用ダイヤル

☎(44) 4883

国分寺庁舎2階

生活安全課内

●相談日時 月～金曜日

(土日祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時

(正午～午後1時を除く)

●栃木県消費生活センター

電話相談は土曜日のみ

☎028-625-2227